

激甚災害制度の解説書 (水産関係土木施設等)

平成21年度版

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
水産施設災害対策室

目 次

I 制度編

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 激甚災害制度 | 2 |
| 2. 適用措置 | 4 |
| 3. 激甚災害指定基準(本激) | 5 |
| 4. 激甚災害指定基準(局激) | 8 |
| 5. 特別の財政援助 | 11 |

II 解説編

- | | |
|------------------|----|
| 1. 激甚災害指定の時期と手続き | 13 |
| 2. 激甚災害指定に係る作業 | 15 |
| 3. 補助金の交付 | 17 |
| 4. 合併市町村の取扱 | 18 |
| 5. 参考資料 | 19 |

解説書について

(1) 解説書の目的

「激甚災害制度の解説書（水産関係土木施設等）」は、地方公共団体の災害担当職員等が水産関係土木施設等に係る激甚災害制度について理解できるよう作成したものです。

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく制度ですが、災害復旧に係る様々な事業等において特別の財政援助を実施する制度となっているため、その指定基準や適用措置は複雑なものとなっています。

本解説書では、この複雑な制度や作業のポイント等について解説を付して整理し、地方公共団体の災害担当者が、最小限必要とされる激甚災害制度について、効率的に理解できるよう工夫しました。

(2) 解説書の内容

本解説書の内容は、制度編と解説編から構成されています。制度編では、激甚災害制度に係る基準や適用措置について解説しており、解説編では、実際の激甚災害指定に係る作業や手続き等について解説しています。

いずれも、激甚災害制度の内、水産庁防災漁村課（水産施設災害対策室）が所掌する漁港、海岸、及び水産業共同利用施設の災害復旧事業に係る事項を中心にとりまとめています。

なお、激甚災害指定や大臣告示に係る判定基準等、地方公共団体の災害担当者には直接関係しない内容も含まれていますが、激甚制度全体を把握する意味で参考になると判断し、掲載しています。

(3) 留意事項

本解説書は、激甚災害制度の概要を分かりやすく示すため、内容について、一部省略しています。激甚災害制度に係る詳細な規定等については、関係法令や指定基準の原文を掲載している「水産関係土木施設等災害事務必携」等を参照してください。

I 制度編

1. 激甚災害制度

激甚災害制度

- 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づく制度。
- 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げなど、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。
- 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」(本激の基準)及び「局地激甚災害指定基準」(局激の基準)による。

解説

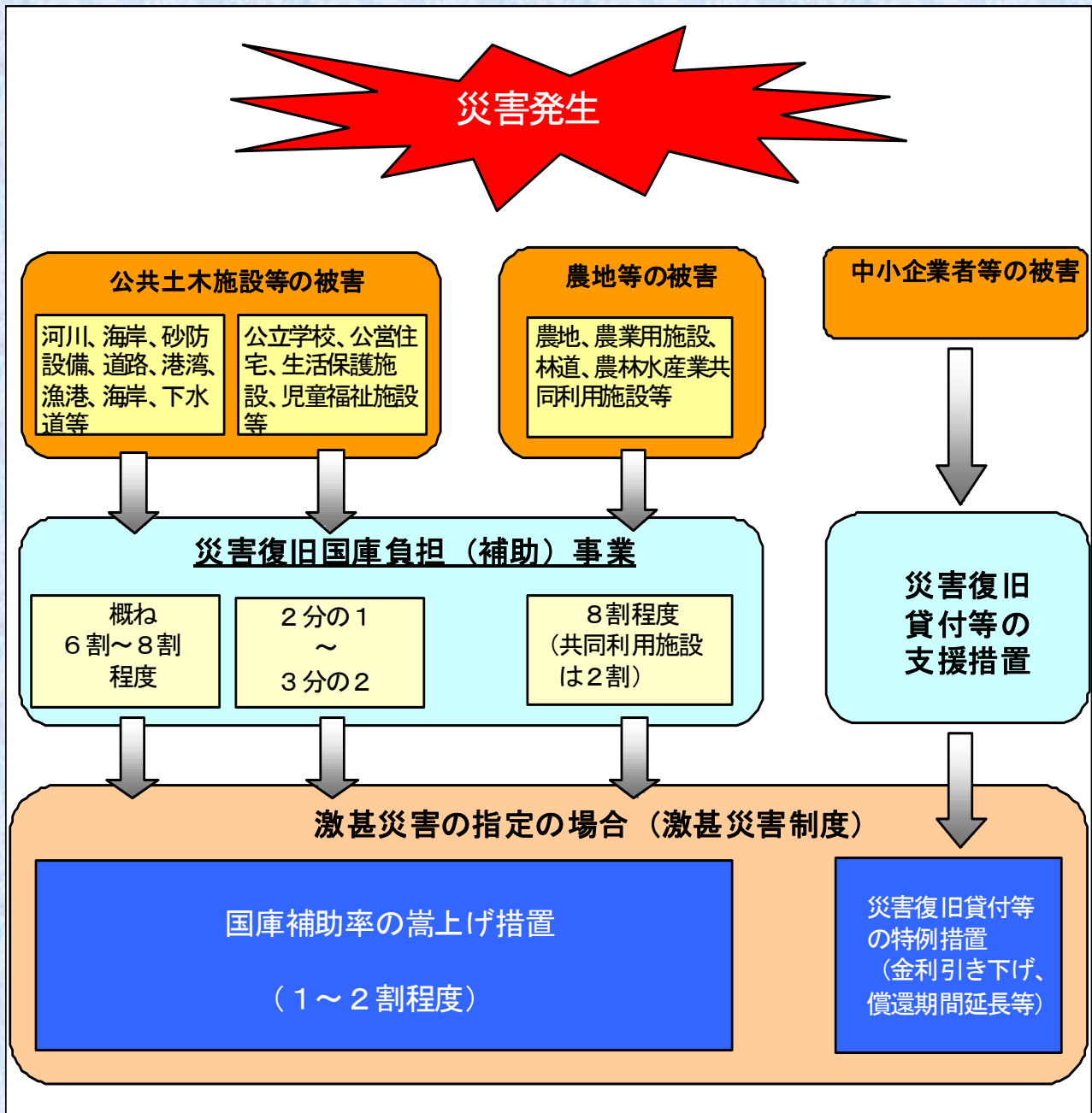
1. 本激と局激

本激と局激は、同じ激甚法に基づき措置が適用される。本激は災害対象区域が全国となるが、局激は災害対象区域が市町村となる。

2. 指定内容

本激:対象災害、適用措置

局激:対象災害、適用措置、災害対象区域(市町村)



激甚災害制度の概要

I 制度編

2. 適用措置

適用措置(本激・局激)

<水産関係土木施設等に関する条文>

1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第3条、第4条)

■対象となる施設

- ・漁港及び海岸の災害復旧事業
- ・災害関連事業(漁港及び海岸関係)

2)農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)

■対象となる施設

- ・水産業共同利用施設

3)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

- ・上記1)の措置が適用される場合に適用

解説

1. 各事業の指定政令と大臣告示

①公共土木施設関係

公共土木施設関係については、激甚災害の指定政令により、適用措置等が定められたとしても、その激甚災害により被災した全ての地域が特別の財政援助を受けられるわけではない。特別の財政援助を受ける都道府県又は市町村(特定地方公共団体)は、政令とは別に、激甚災害法の施行令に基づき対象事業の主務大臣から告示される。

②共同利用施設関係

共同利用施設については、公共土木施設関係等とは若干異なり、適用措置の対象地域は、特に被害が激甚であるとして「政令で定める地域」とその他の地域に分けられ、適用される補助率や対象事業の採択基準が異なる。「政令で定める地域」は激甚災害法施行令に基づき農林水産大臣が告示する。対象地域はいずれも市町村。

2. 大臣告示の時期

通常、3月中旬に局地激甚災害の指定に関する政令公布が行われ、特例措置に係る告示は政令公布日以降の年度内に行われる。

I 制度編

3. 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法第3条、第4条

<公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助>

A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額
　　> 全国標準税収入 × 0.5%

B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額
　　> 全国標準税収入 × 0.2%

かつ

1) 一の都道府県の査定見込額
　　> 当該都道府県の標準税収入 × 25%…の県が1以上

又は

2) 県内市町村の査定見込総額
　　> 県内全市町村の標準税収入 × 5%…の県が1以上

解説

■上記の公共土木施設等に係る激甚災害指定の判定基準(本激)について、留意すべき点は次の通り。

- ①漁港施設等の場合、査定見込額は、漁港施設及び海岸に係る被害報告額に5カ年平均の査定率(査定決定額÷被害報告額)を乗じたもの。
- ②上記査定見込額は災害関連事業分を含まない。
- ③政令指定都市の事業については、都道府県事業として計上する。

激甚災害法第5条

＜農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置＞

A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額
 > 全国農業所得推定額 × 0.5%

B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額
 > 全国標準税収入 × 0.15%

かつ

1) 一の都道府県の査定見込額
 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%…の県が1以上

又は

2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 …の県が1以上

激甚災害法第6条

＜農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例＞

1) 第5条が適用される場合

又は

2) 農業被害見込額

> 全国農業所得推定額 × 1.5%で第8条が適用される場合
 ただし、1)、2)とも、当該施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合は除く。

解説

■上記の農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定の判定基準（本激）について、留意すべき点は次の通り。

- ①この「当該施設」とは、農林水産業共同利用施設を意味する。
- ②被害見込額は、農林水産業共同利用施設に係る被害報告額に5カ年平均の査定率（査定決定額 ÷ 被害報告額）を乗じたもの。この査定率は、経年前査定率であり、当該施設の減価償却を考慮していない。

（続き）

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、

当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。

3) 漁船等の被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 \times 0.5%

又は

4) 漁業被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 \times 1.5%

で第8条が適用される場合

ただし、3)、4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

解説

■上記の水産業共同利用施設に係る激甚災害指定の判定基準（水産独自基準、本激）について、留意すべき点は次の通り。

- ①「漁船等の被害見込額」及び「漁業被害見込額」については、巻末の参考資料を参照のこと。これらの「見込額」は、都道府県等から報告のあった被害報告額をそのまま用いる。
- ②「水産業共同利用施設に係る被害見込額」は、農林水産業共同利用施設に係る被害報告額に5ヵ年平均の査定率（査定決定額 \div 被害報告額）を乗じたもの。この査定率は、経年前査定率であり、当該施設の減価償却を考慮していない。

I 制度編

4. 激甚災害指定基準（局激）

激甚災害法第3条、第4条

<公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助>

次のいずれかに該当する災害

- 1) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費
 > 当該市町村の標準税収入 × 50%
 （査定事業費が1千万円未満のものは除く。）
 ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額
 がおおむね1億円未満である場合を除く。
- 2) 1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて1)に
 掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災
 害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

解説

■上記の公共土木施設等に係る激甚災害指定の判定基準(局激)について、留意すべき点は次の通り。

- ①合算は、公共施設の査定事業費が1千万円以上となる市町村の査定事業費を合計する。
- ②漁港施設等の場合、査定見込額は、漁港施設及び海岸に係る被害報告額に5年平均の査定率(査定決定額÷被害報告額)を乗じたもの。
- ③被害箇所の数のカウント方法については、水産庁の場合、漁港数や漁港海岸の数ではなく、被害の箇所数となる。
- ④上記算定には災害関連事業分を含まない。

激甚災害法第6条

＜農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例＞

次のいずれかに該当する災害

- 1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費
 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%
 （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものは除く。）
 ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
- 2) 1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

解説

■上記の農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定の判定基準（局激）について、留意すべき点は次の通り。

- ①共同利用施設に係る局激指定基準は、農地等に係る同基準と同じ。
- ②合算額は、農地等の査定事業費が1千万円以上となる市町村の査定事業費を合計する。

（続き）

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、

当該市町村内における漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、

かつ、

当該市町村内の漁船等の被害額

> 当該市町村の漁業所得推定額 × 10%

（漁船等の被害額が1千万円未満のものは除く。）

ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

解説

■上記の水産業共同利用施設に係る激甚災害指定の判定基準（水産独自基準、局激）について、留意すべき点は次の通り。

- ①合算額については、漁船等の被害額が1千万円以上となる市町村の当該被害額を合計する。なお、この際用いる被害報告額は確定額（精査した被害報告額。確定させるための特段の手続きはない。）を用いる。
- ②水産独自基準では、早期局激指定はできない。

激甚災害法第24条

＜小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等＞

第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。



青森県階上町 青森県栽培漁業センター（H18年10月 低気圧）
平成19年3月22日 激甚指定（本激）

I 制度編

5. 特別の財政援助

公共土木施設等

その年の激甚災害による対象事業第2章(第3条、第4条)ごとの地方負担の合計額

>

当該激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における標準税収入

都道府県
×10%

市町村
×5%

解説

■特別の財政援助を受ける都道府県又は市町村は、激甚指定政令とは別に、対象事業の主務大臣から告示されることとなるが、その対象地域を定める際の上記判定基準に関する留意点は次の通り。

- ①2つ以上の激甚災害に被災し、激甚災害法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用されていれば、それらの激甚災害による対象事業の地方負担額を全部通算した合計額となる。なお、災害関連事業については、政令指定の際の合算で除くこととなっているが、大臣告示の際の合算には含めるので留意する必要がある。
- ②都道府県については、本激による対象事業の地方負担額のみを合算する。

水産業共同利用施設

水産関係での対象地域は、激甚災害法施行令第19条第1項第1号、2号並びに第5号のいずれかに該当するものである。

- ①第1号の地域とは、施行令第14条第1項第1号に掲げる地域で、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業において補助の特別措置の適用を受ける区域
- ②第2号で規定されている地域は、激甚法第3条第1項第14号または第10条の規定により国がその費用を補助する湛水の排除事業に係る地域に農地の存する市町村の区域
- ③第5号の地域は、その市町村の区域内に住所を有する漁業者のうちの天災融資法に規定する特別被害漁業者の総数が被害漁業者の総数の3割を超える地域

解説

1. 対象地域

特別の財政援助を受ける市町村は、激甚指定政令とは別に、対象事業の主務大臣から告示される。

2. 用語等

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる地域(施行令第14条第1項第1号に掲げる地域)

* 通常補助控除額 > 市町村の被災農家数 × 2万円
となる市町村の区域。

なお、

* 通常補助控除額 = (その年に発生した激甚災害に係る当該事業に要する経費) - (災害復旧事業については国の補助額、災害関連事業については通常の国の補助額)

(2) 被害漁業者(天災融資法第2条第1項)

① 天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者における漁業による総収入額の10%以上である

又は

② 所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上である
旨の市町村長の認定を受けたもの。

(3) 特別被害漁業者(天災融資法第2条第2項)

特別被害漁業者とは、上記(2)の要件の率が一段高く、それぞれ50%、70%に及ぶもので、市町村長の認定を受けたもの。

II 解説編

1. 激甚災害指定の時期と手続き

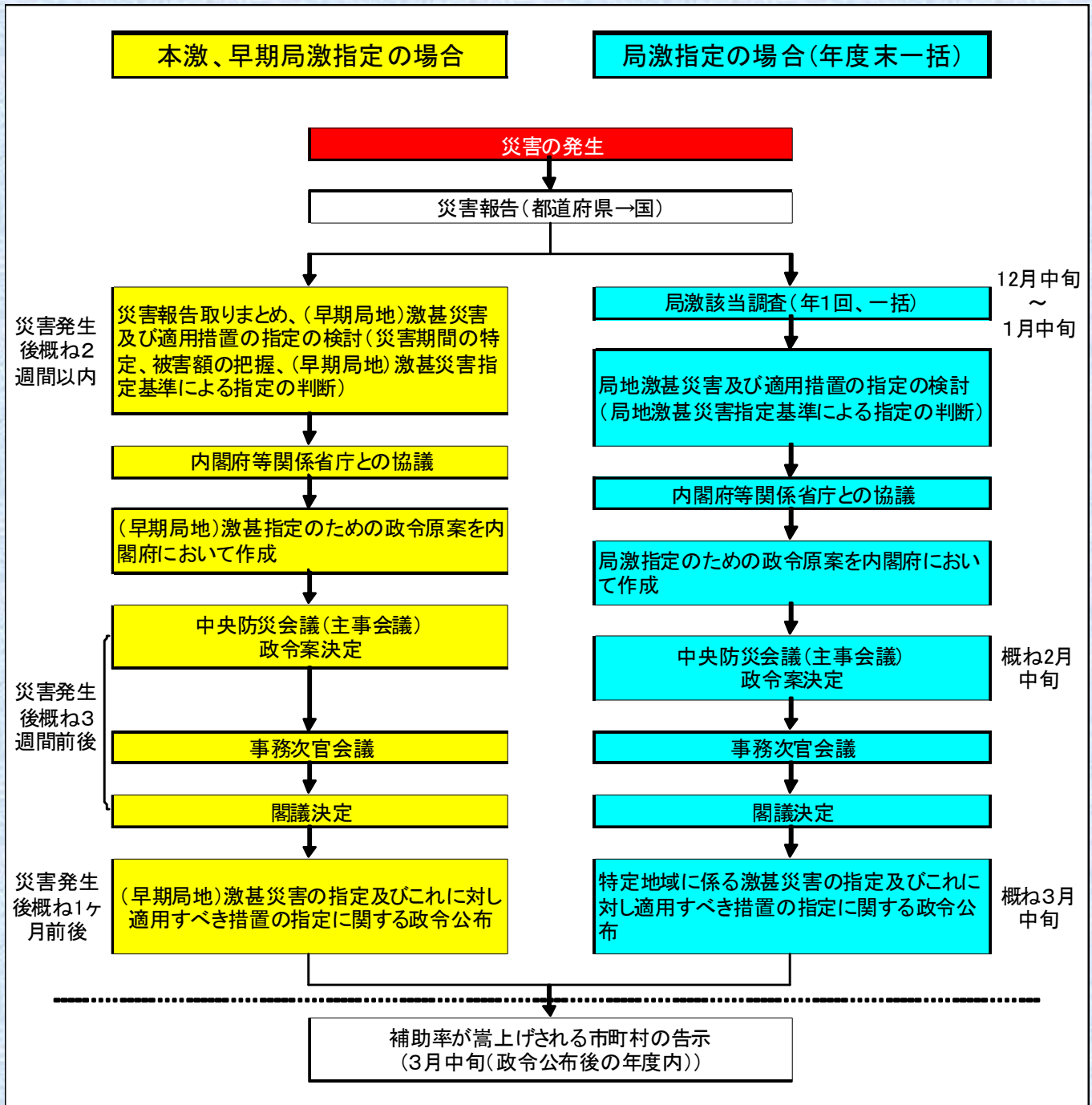
指定基準と指定時期

- 激甚災害の指定は中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」及び「局地激甚災害指定基準」による。
- 指定時期については法令で特に定められていないが、概ね次の通り指定が行われている。
 - ①本激指定の場合
 - ・災害発生から概ね1ヶ月で指定
 - ②早期局激指定の場合
 - ・災害発生から概ね1ヶ月で指定
 - ③局激指定の場合
 - ・3月中旬に指定

解説

■指定の流れ

- ①本激指定の場合
 - ・災害が発生した場合、事業所管省庁がそれぞれ被害状況の把握に努め、公共土木施設等の災害復旧事業について被害報告額と平均査定率から復旧事業費の査定見込額を算出し内閣府に報告する。
 - ・水産庁の場合、市町村分も含め都道府県から被害状況の報告を受け、国土交通省を経由して内閣府に報告することとなる。
- ②早期局激指定の場合
 - ・早期局激指定の指定の流れは本激の場合と同じ。局激指定の場合、査定事業費が基準を満たすかどうかで判定するが、早期局激指定の場合は本激と同じく査定見込額を用いて判定する。
- ③局激指定の場合
 - ・局激の場合、関係市町村や関係事業が多数に及ぶため、内閣府は例年12月初旬に各都道府県を経由して各市町村に対し、その年の1月から11月までの各事業につき復旧事業費の査定額の提出を依頼している。12月に発生した災害に関する査定額については、内閣府から年明けに再度提出の依頼を行っている。報告された資料を基に、気象庁と災害期間の確定を行うとともに、激甚災害を指定する上での災害毎の最終査定額を確定させる。



激甚災害指定の流れ

II 解説編

2. 激甚災害指定に係る作業

作業概要

激甚災害指定の判定を行うため、被害報告のとりまとめや災害の特定を、都道府県、関係省庁、水産庁が連携して行う必要がある。

解説

1. 被害報告のとりまとめ

(1) 公共土木施設等

甚大な被害が生じた災害の場合、激甚災害の指定の可能性を検討するため、被害状況(被害報告額調)の調査が行われる。特に大震災後には、数日以内に内閣府から調査依頼の事務連絡が発出されることとなる。この調査は、一次提出期限が概ね10日後、最終提出期限が概ね2週間後となる。

(2) 水産業共同利用施設

水産業共同利用施設に係る特例措置については、激甚災害法第5条に連動して講じられる場合と水産独自基準により指定される場合がある。法第5条の適用については、農地等の被害額をベースに検討されることとなるが、水産独自基準による激甚指定の場合は、水産関係の被害額をベースに判定するため、次に示す資料等が必要となる。

1) 本激

「水産業関係被害報告様式」によって報告(速報として災害発生後1週間を目途に提出。速報の段階では必ずしも当該様式を用いる必要はないが、その後の作業等を考慮すれば、当該様式をもって報告することが望ましい。)される被害額(見込額)から判断する。本激指定については見込額で判定できることから、必ずしも被害額を確定させる必要はないが、判定根拠として被害額の精度を向上させる必要があることから、災害発生後2週間以内に被害概要報告として当該様式をもって被害額を報告することとしている。

2)局激

水産独自基準による早期局激指定はできないため、水産独自基準による指定が行われるとすれば年度末となる。しかしながら、指定の可能性については、速やかに検討しておく必要があるため、災害発生後1ヶ月以内に正確な被害状況を把握することとしている。

具体的には、水産庁が「水産業関係被害報告様式」により報告される被害額(見込額)を確認し、局激指定の可能性がある場合のみ、水産庁漁政課から事務連絡をもって「市町村別水産業関係被害報告一覧表」の提出を依頼することとしている。「水産業関係被害報告様式」については、災害発生後1週間を目途に、「市町村別水産業関係被害報告一覧表」については、災害発生後1ヶ月以内に提出する必要がある。

2. 災害の特定

- ・11月から翌年1月にかけて、内閣府はとりまとめた被害報告の内容を関係省庁に照会しつつ、災害一覧表を作成する。この際、関係省庁は被災地、災害名、発生日、終了日について記載事項の確認を行い、気象庁は被害発生地における災害の発生日や終了日等についてチェックを行う。水産庁(水産施設災害対策室)は、原則、都道府県から受けた被害報告をそのまま内閣府に報告していることから、災害一覧の確認作業は、都道府県が報告した被害報告全てが対象となる。
- ・災害の発生日と終了日については、気象データ(雨量、風速)の観測値を基に決定する必要がある。例えば、台風が早朝に通過する場合、前日の夜に豪雨や強風がなければ、被災日は台風が通過したその日のみとなり、前日からとはならない。また、埋そく災や流木災の災害発生日は、被災状況を確認した日ではないことに留意する必要がある。

3. 激甚災害指定に係る調査

(1)「局地激甚災害該当災害の報告について」

年度末に一括して局地激甚災害を指定するため、公共土木施設等の査定事業費等(市町村別、所管別)を調査するもの。例年、12月から1月にかけて内閣府より各都道府県に対し調査が発出される。締切は1月20日前後となる。

(2)「平成〇〇年度公共土木施設災害復旧事業国庫負担率および激甚災害特別財政援助額の算定事務に係る調書作成について」

負担法に基づく最終的な国庫負担率及び激甚災害法に基づく特別財政援助額等を算定するため、公共土木施設等の査定事業費等(市町村別、災害別)を調査するもの。例年、国土交通省の依頼を受けて12月から1月にかけて水産庁が各都道府県に対し調査を行う(被害件数が少ない場合には、水産庁で資料を作成する場合もある。)

II 解説編

3. 補助金の交付

補助金の交付時期

激甚災害制度は、様々な災害復旧事業等における災害復旧事業費の国庫補助に対して、補助率の嵩上げ等の特別の財政援助措置等を行う制度である。そのため、各事業の法律に基づく国庫補助に先立って激甚災害法に基づく補助が行われることはなく、年度末に補助が行われる。

解説

■実際の財政措置

- ・年度末の局激一括指定の際に、当年災の補助率の嵩上げ分について要望調査（本激分も含む）を行う。
- ・次年度以降については、事業の進捗状況に応じ、国庫補助が行われることになるが、この際の補助率は、嵩上げ後の補助率が用いられる。



石川県輪島市 赤神漁港(H19年3月 能登半島地震)
平成20年3月14日 激甚指定(局激)

II 解説編

4. 合併市町村の取扱

合併市町村の取扱

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併が行われた市町村の激甚災害指定に当たっては、同法第19条の規定に基づき、合併市町村に不利益とならないよう措置する必要がある。

解説

■公共土木施設

・合併市町村に不利益とならないよう措置するため、合併前の市町村ごとに標準税収入等の数値に基づき判定し、当該市町村が基準を満たす場合は、激甚災害指定を受けることが可能となっている。

・災害名に冠される市町村名は、災害発生年の12月31日現在のものを用いているため、合併後の市町村名で指定されることとなる。

・嵩上げされる事業費は合併後の市町村の事業費全てではなく、指定を受けた旧市町村に係る事業費のみであるが、これを合併後の市町村がどの災害復旧事業に使用するかについては、特に指定はしないこととなっている。なお、合併後の標準税収入は、旧市町村の標準税収入の総合計、もしくは(総務省の公表している)合併後の市町村の標準税収入のいずれか、財政援助を受けるにあたり有利な方を採用する。

・実際の嵩上げ措置については、新市町村内の被災した公共土木施設全てが一律に補助率の嵩上げ措置を受ける場合が多い。ただし、旧市町村が基準を満たし新市町村として局激指定される場合、算定された嵩上げ額の総額は変わらないため、激甚指定を受けていない旧市町村の被災施設が多く含まれるほど、嵩上げされる一律の補助率は小さくなる。なお、その最終的な補助率等は毎年国土交通省がとりまとめる「平成〇年公共土木施設災害復旧事業費国庫負担率及び平成〇年激甚災害復旧事業特別財政援助額算定表」に示される。

II 解説編

5. 参考資料

水産業共同利用施設に係る指定基準の用語の定義

いずれの見込額についても、被災施設等の「復旧に要する経費」を算出しようとするもの。具体的な算出方法は次のとおり。

1. 「漁船等被害見込額」(本激)

■ 漁船等被害見込額: 漁船、漁具、養殖施設の被害見込額

- ・再取得価格又は復旧見込額として都道府県等の担当部局から報告のあったもの

2. 「漁業被害見込額」(本激)

■ 漁業被害見込額: 養殖等水産物、漁船、漁具の被害見込額

- ・施設等被害については再取得価格又は復旧額
- ・水産物被害については時価又は公定価格に被害数量を乗じた額
- ・天災融資法における被害額の算定の基礎となる水産物等を対象

3. 「漁船等の被害額」(局激)

■ 漁船等の被害額: 漁船、漁具、養殖施設の被害確定額

- ・施設の再取得価格又は復旧額として都道府県知事から報告のあったもの

4. 「漁業被害額」(局激)

■ 漁業被害額: 養殖等水産物、漁船、漁具の被害確定額

- ・施設等被害については再取得価格又は復旧額
- ・水産物被害については時価又は公定価格に被害数量を乗じた額
- ・天災融資法における被害額の算定の基礎となる水産物等を対象

(被害報告額については、本激では見込み額として扱うが、局激では精査された確定額として扱う。これは、本激よりも局激の方が、最終的な被害報告額を提出するまでに時間的余裕がある場合が多いため。)

<連絡先並びに書類等の提出先>

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課
水産施設災害対策室 災害対策班(災害調整班)

電話 : 03-3502-8111(内6902)

ダイヤルイン: 03-3502-5638

FAX : 03-3503-3956

(参考)

- ・ 水産施設災害対策室長→総括
- ・ 災害調整班→予算関係、企画調整
- ・ 災害対策班→被害集約、再調査、事業実施（変更協議等）、交付申請・決定
- ・ 災害査定官→災害査定



新潟県佐渡市 北小浦漁港(H20年2月 低気圧)
平成21年3月18日 激甚指定(局激)



制作：水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室